

ソレイユ伊豆の利用制限の一部緩和について

2022年4月1日付で基金) 保養所利用規程の改訂を行い、ソレイユ伊豆の利用制限を一部緩和します。

記

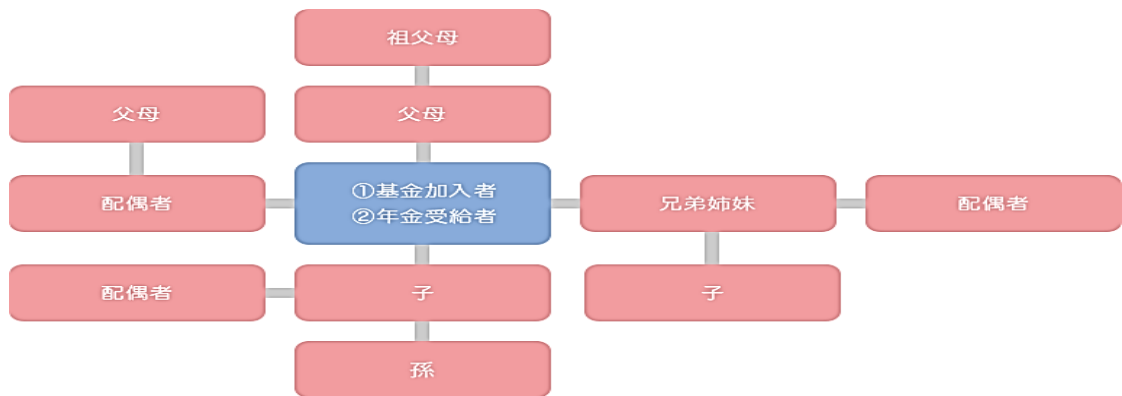
1. 利用制限の一部緩和について

【B区分】の方のソレイユ伊豆の利用にあたっては、【A区分】の方の同行を必要としていましたが、4月以降はA区分の方の同行が無い場合でも、ソレイユ伊豆フロントで利用券提出時に利用者のうち1名が、氏名・住所を確認できる写真付き証明書を提示することにより利用を認めるものと致します。

但し、【B区分】の方は、下記3.「お申込みのできる方」が申込みを行い、「申込責任者となる方」が利用手続きを行ってご利用下さい。

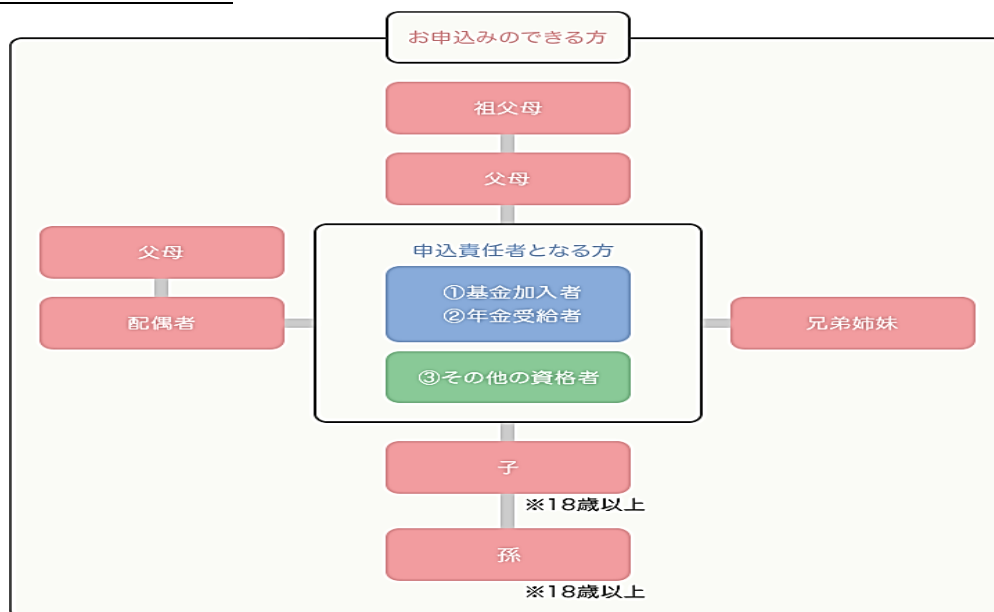
2. 利用者の区分について

【A区分】基金の加入者および年金受給者とその家族（下図）の方



【B区分】A区分以外の方

3. お申込みのできる方



4. お問い合わせ先

ソレイユ伊豆のご利用に関して、お問合せや不明な点があれば担当までご連絡願います。

基金本部 担当) 大島 (内線：7000-4422) (外線：03-5435-7303)